

日時：令和6年（2024年）11月8日（金）11時00分～12時00分

場所：知事応接室

1 開会

【進行：櫛本国際課長】

ただいまより、令和6年度第2回熊本県外国人材との共生推進本部を開催いたします。本日の司会進行を務めます、国際課の櫛本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。また、今回から名簿にございますとおり、各構成員の皆様に加えまして、オブザーバーとして、遠藤国際政策相談役にご参加いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

開催にあたりまして、推進本部の本部長でございます、木村知事からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

【木村知事】

皆さんおはようございます。第2回熊本県外国人材との共生推進本部会議にあたって、ご挨拶を申し上げます。

先月18日に、今年6月末時点での最新の在留外国人統計が発表されまして、本県は2万7,407人と、2ヶ月前のこの会議でお示した資料の昨年12月末時点から、わずか半年で、約2,000人近くが増えまして、過去最高を更新しているところでございます。

前回の本部会議から2ヶ月经ちましたが、県庁各部署、市町村、そして企業、外国人を支える民間団体の方々に聞きとりを行い、様々な取組みを進められているということも私も改めて知りました。感謝申し上げる次第でございます。

今日は、熊本県の各部署の取組みについてそれぞれ共有するとともに、各市町村や企業の皆さんがいま取り組んでおられる、言うならば優良事例を、ぜひ皆さんで共有して、やはり同じ役所の中でも、他の市町村の取組みとか、また、企業は業界を跨ぐと他の業界のこと知らなかったりします。ぜひ、気づいていない隠れた良い取組みを、しっかりと今日この場で共有していきたいと思っております。

推進本部を立ち上げましたのも、このような横のネットワークを通じて、良い事例を知りながら、多文化共生・外国人材の受入について、我々としてより積極的に前向きな意識を持っていただく、そしてそういう熊本県を作っていくということです。

先日も、「くまもとで働こう」推進本部に出られた部長さんは気づかれたと思いませんけれども、意外に全然違う業界の取組みが「これいいな」と、福祉の取組みが意外に観光の方に響いたり、農業の事例が商工業の方に響いたり、いろいろあると思っておりますので、今日ぜひ、そういう意見交換をして、熊本が外国人の方にとっても、そして日本人にとっても、住みやすく働きやすく暮らしやすい街になるために、いい議論ができたらと思っています。

そして、いま司会から紹介ありましたように、今日、県の国際政策相談役の遠藤さんに参加していただいております。遠藤さんにはオブザーバーとして、推進本部会議は初めてですけれども、これまでも「Kumamoto Kurasu」などで、様々な外国人材の受入

に対して自ら行動しておられます。

もちろん相談役でもありますので、日頃から私もいつも国際関係のご相談を仰いでいるわけですが、今日改めて、ぜひ各部局、また県内の取組みを聞いていただいて、いろいろなご助言、そして、県としてのあるべき方向性などについても、ご指導いただけたらと思っております。遠藤さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆さん、いろんな忌憚ない意見交換を行えればと思いますので、よろしくをお願いします。

3 報告事項

【櫛本国際課長】

ありがとうございました。それでは、第3の報告事項に入ります。まず、「(1)外国人材との共生推進に係る各部の取組み」についてでございます。資料に沿って、各部からのご説明をお願いしたいと思います。知事公室長からお願いいたします。

【内田知事公室長】

知事公室の内田です。それでは、資料の2ページをお願いいたします。

まず知事公室の取組みを説明する前に、先ほど知事のご挨拶でも触れていただきましたけれども、先月18日に、法務省から、最新の在留外国人統計が発表されました。

令和6年6月末時点の県内の在留外国人数は、2万7,407人と、昨年12月末時点と比べまして1,818人、率にしまして約7.1%増加しております。全国6位の伸び率で推移しているところでございます。国、地域別で見ますと、ミャンマー、インドネシア、ネパール、台湾が大きく増加をしております。

資料の3ページをお願いいたします。次に在留資格別で見ますと、技能実習が約34%、特定技能が約19%と、昨年末時点に引き続き、技能実習関係の外国人材が多い状態に変わりはありません。6月末時点でのデータにつきましては、現時点で詳細が公表されていない項目がございますので、今回は概要のみ速報としてお伝えをさせていただきました。

4ページからは、外国人材との共生推進に係る各部の取組みについてご紹介をして参ります。

5ページをお願いいたします。まず、前回、第1回会議でお示しをしました、現状・課題・背景の分類をご参考までにお示ししております。左側の青色部分が多文化共生、右側の緑色部分が外国人材受入に関するものでございます。丸囲みや括弧の番号は、この後説明がございしますが、各部局の取組資料の上段「現状・課題・背景」の欄の番号と紐づけしております。

それでは6ページをお願いいたします。知事公室では、多文化共生推進の観点から、主に行政手続、防災・防犯、言語・文化に関する課題の対応を行っております。

現在の取組みといたしましては、まず、日本語の意味が分からない、必要な情報が本人届かないという課題に対しまして、熊本県広報誌を多言語版で配信したり、多言語対応の県庁舎案内及びリモート案内システムを導入するなどしております。また、県内にお住まいの外国人や地域住民の方から相談を受け付ける熊本県外国人サポートセンターを県が運用しております、きめ細やかな支援を行っております。

次に、外国人を対象とした防災啓発の充実、災害への備えの強化については、一人ひとりの防災行動計画であります「くまもとマイタイムラインガイドブック」の多言語化や、市町村による在住外国人向け防災セミナーの開催支援、外国人向け防災視察

研修、市町村職員向け研修会など、いざというときに備えた取組みを行っております。

そして、言葉の壁によるコミュニケーション不足、外国人の孤立という課題に対しましては、地域住民と在住外国人が交流を深める地域日本語教室や、外国人の受入れを地域で考える外国人受入連絡協議会の設置・運営への支援など、市町村の取組みをサポートしております。

下段の今後の取組み・施策の方向性につきましては、行政情報の多言語化及び必要な情報の周知を継続していくほか、法律や妊婦相談などの専門的な相談対応に係る研修の実施や相談対応の拡充、災害時における外国人支援策の強化、多文化共生の推進に意欲のある市町村への伴走型支援を新たに検討していく予定としております。知事公室からは以上でございます。

【小金丸総務部長】

続きます、総務部です。7ページになります。総務部では、外国人材との共生推進のため、119番通報システムの充実や、教育環境の整備等に取り組んでいます。

1つ目は、電話通訳センターを介した救急対応についてです。現在、119番通報時及び現場対応時のコミュニケーションが難しいという課題に対し、119番通報を受ける指令センターにおいて、三者間同時通訳システムを活用し、電話通訳センターを介した外国人向け対応を行っている消防本部が複数あります。

令和6年度には、県消防学校において、外国人対応を含めた通信指令教育を実施します。また、三者間同時通訳システムの未導入の消防本部に対し、導入に向けた働きかけを行うとともに、外国人向けに119番通報の方法が記載されたチラシの作成及び配布を行う予定です。

また、今朝の新聞報道でもございましたが、熊本市消防局、そして熊本県消防長会では、複数の言語に対応した119番の通報手段を示した動画を、明日からYoutubeで公開する予定となっております。

次に、国際教育支援事業についてです。TSMC進出に伴う教育環境整備を行う私立教育機関を支援しています。増加する外国籍の児童生徒を受け入れ、熊本の子どもたちがともに学び、グローバル人材の育つ教育環境の整備を進めるため、来熊する外国籍駐在員の多くが、子どもの入学先として希望されるインターナショナルスクールでの受入環境整備に係る経費の一部を補助しています。

また、教育改革推進補助事業においては、外国人生徒の受入環境整備に係る経費として、校内サインの設置や、通訳やサポート人材等の配置をされた私立学校に対し補助を行います。こちらは今年度新たに新設された補助項目となっております。それでもなお、まだ学校の負担が大きいことから補助制度の拡充を国に要望して参ります。以上です。

【富永企画振興部長】

企画振興部です。多文化共生社会の推進、それから、外国人材の受入に関しまして、取組みをご紹介します。1点目は、留学生の誘致支援事業です。

大学コンソーシアム熊本におきまして、留学生が熊本で安心して生活ができるよう、留学生ワンストップ窓口の設置などの取組みを行っております。県も、留学生の孤立の防止や学生同士の交流促進を支援することとしております。

2点目は、市町村デジタル化推進事業です。県では、県内市町村のフロントヤード改革に対して、民間デジタル人材を活用し、伴走支援を行っております。行政手続の簡

素化、円滑化の検討だけでなく、多言語対応窓口の導入等、多文化共生の観点も含めてフロントヤード改革を支援しております。

3点目は、阿蘇くまもと空港における国際線の振興です。新規路線の誘致や既存路線の維持拡大を行い、相互交流を活発にし、外国人材の確保に繋がる環境の整備を行っています。

4点目は、菊地南部地域における公共交通利用促進事業です。半導体関連産業の集積により、渋滞が激しい菊地南部地域におきまして、渋滞解消に向けて公共交通の利用を促す事業を実施しておりますが、特に外国人材の公共交通利用を促進するため、バス事業者による車内放送の多言語化等を支援しております。

今後の取組み・施策の方向性について、下段に記載しております。多文化共生の推進や、外国人材の受入について、法的な規制や国のガイドラインによる障壁等がある場合、本年6月に指定を受けた国家戦略特区を活用し、規制改革の実現を目指していきたいと考えております。また、国際線の誘致や維持拡大、留学生誘致支援、市町村のフロントヤード改革等についても引き続き取り組んで参ります。以上です。

【下山健康福祉部長】

健康福祉部でございます。当部では、現在の取組みのところですがけれども、先ほど総務部からご説明いただきました救急と医療の分野で、国際課と連携して、熊本県24時間多言語コールセンターを、株式会社熊本DMCに委託して運営をしております。外国人の方が医療機関を受診する際のコミュニケーションを電話通訳サービスにより支援をしています。そこまで急がない診療のときは別ですが、特に救急とか、症状を伝えるのが難しいときなどに、こういったものを活用していただくということになるかと思っております。

また、外国語対応医療機関等の情報、医療機関の方が外国語対応できるかという情報については、厚生労働省が全国統一システムで「ナビイ」というものを作っております。それを通じて提供を全国的に行っているところです。

次に、介護分野でございますけれども、介護現場で働く技能実習生などを対象に、日本語学習や介護技術の向上、両方に繋がる研修の実施を支援しているほか、今年度から留学生のために、介護施設などが給付する奨学金への助成であるとか、外国人介護職員のために、介護施設が住居を借り上げて、そしてその家賃に対する経費の支援を行うという新たな実施を始めております。

それから、今後の取組みでございます。下段の方でございますが、救急医療の分野では、先ほど申しましたように、医療機関にしっかりアクセスできるように、医療機関にもしっかり制度を周知するとともに、コールセンターの利用登録や、医療情報ネットの情報を、古いものではなく、常に新しいものに更新していくというような努力をしていかないといけないと思っております。あと、我々日本人と同じように、かかりつけ医を持っていただくということも、もう少し何か推進できないかなというふうに思っております。

介護の方ですけれども、介護の利用はとても少ないのではないかなとは想像してはるのですが、外国人介護職員を対象とした、日本語及び介護技術に関する学習や、住居の借上げなど、外国人の方に働いていただくという意味での、そのような取り組みをしていくことで、外国人の方が安心して就労してもらえるような方法を、さらに現場の方々にもご意見を聞きながら、進めていきたいと思っております。健康福祉部からは以上でございます。

【中川県民生活局長】

環境生活部です。環境生活部からは、多文化共生推進の取組みといたしまして、外国人に対する交通安全対策、消費生活相談、人権啓発の3点についてご説明させていただきます。

まず、交通安全対策につきましては、日本の交通ルールを理解されていない外国人の方が、交通違反を起こしたり、交通事故に巻き込まれることがないように、現在5か国語対応の教育研修用のDVDを関係機関・団体等に貸し出し、交通ルールの周知を図っているところでございます。

11月1日から、自転車運転に関する道路交通法が改正されたところでございますので、今後も多言語啓発資料の充実に進めて参りますとともに、県警・関係機関と連絡し、さらなる交通ルールの周知を図って参ります。

次に、消費生活相談につきましては、外国人の方の消費者トラブルに巻き込まれた際の相談窓口が分からない、また、外国語に対応できる消費生活相談窓口がないという状況がでございます。このため、現在、県のホームページでは、2か国語での県消費生活センターの窓口ですとか、相談方法の紹介を行っているところでございます。

今後は、外国人の消費者トラブルの増加が見込まれることから、やさしい日本語を活用したホームページの充実等を図るとともに、県消費生活センターの機能充実を図って参りたいと考えております。

3点目、外国人の人権に関する啓発研修についてでございますが、消費生活や文化の違いについての理解不足から、偏見や差別に繋がらないよう、外国人の人権に関する講師の派遣事業や、Web講座などを実施しているところでございます。

今後はさらに、外国人の人権啓発研修を、企業・市町村などに積極的に働きかけ、外国人が地域や職場において、偏見や差別的な取扱いを受けないような状態を目指して参ります。環境生活部からは以上でございます。

【上田商工労働部長】

商工労働部でございます。11ページでございます。上段の現状・課題・背景と、中段の現在の取組みを併せてご説明いたします。

まず、課題の①採用ですが、熊本の選ばれにくさということに対しまして、中段の現在の取組みでは、外国人材誘致事業として、熊本で働く魅力をPRする動画などを作成をいたしまして、SNSを通じて発信をしています。

次に、課題の②受入ですが、社内の受入体制が整っていない、事務負担の大きさということに対しまして、中段ですけれども、外国人材受入事業者の日本人社員に向けたやさしい日本語講座や、外国人材受入セミナーによって、県内企業の外国人材受入環境整備の支援をしています。

また、中段の右側の外国人材マッチング事業ですが、10月に開設をいたしました、外国人材受入企業支援センターでの外国人雇用の相談の対応ですとか、マッチングイベントによって、採用から定着までを支援しているところでございます。

それを踏まえまして、今後の取組み・施策の方向性でございます。まず、課題の①採用の部分に関しましては、引き続き、外国人の雇用や受入れに係る企業向けの相談対応、或いは県内企業と外国人材とのマッチング機会の創出に取り組むたいと考えています。

次に課題の②の受入につきましては、監理団体の県内活動支援を通じまして、外国

人材が本県で安心して実習や就労ができる環境の整備が、なお必要ではないかというふうに考えています。

最後に、課題④の定着ですが、育成就労制度で、本人意向の転籍が今後可能となって参ります。今まで以上に、都市部への流出が危惧されますので、外国人材が熊本のことを知って、好きになる機会ですとか、日本人社員や地域との交流の機会を増やすなどしまして、定着という部分に重きを置いた取組みが必要ではないかというふうに考えています。商工労働部は以上でございます。

【倉光観光文化部長】

はい。観光文化部です。12ページをご覧ください。まずは、観光関連産業における受入の現状・課題、他業種と同様な内容ですけれども、小さな事業者さんが多いこともありまして、採用面では、手続・採用方法が分からない、受入面では、研修育成制度などの受入体制が整っていない、定着面では、他業種に比べて、そもそも賃金が低い傾向にあり、賃金の高い大都市圏へ人材が流出する可能性が高いといった課題がございます。また、言語・文化面では、在住・訪日外国人共通ですけれども、観光する際に言葉の壁により情報収集ができない、コミュニケーションが取れないといったことが挙げられます。

こうした現状・課題を踏まえまして、観光産業による雇用創出事業により、求職者の県内定着を目的として、専門学校などと連携し、観光関連事業者を集めた合同就職フェアを実施しております。また、経営者向けには、外部講師を招聘して、採用・人材定着などをテーマにしたセミナー、観光経営塾を開催しております。

さらに、課題を抱える事業者に対しましては、副業人材などを活用して、コンサルティングを個別に実施することで、県内観光事業者の人材定着や生産性向上を支援しております。今年度は、合同就職面談会を8回、観光経営塾を6回開催することにしておりまして、すでにそれぞれ2回開催し、現時点で外国人材の雇用には至ってないのですが、昨年度には12名の就職が決定しており、一定程度人材確保に寄与する取り組みと考えておりますので、こういったものを活用して参りたいと考えております。

また、外国人観光客の受入環境整備につきましては、本県を訪れる、もしくは、在住の外国人の方が、快適かつ安心して観光できる環境づくりの一環として、観光公式サイトが多言語化を進めております。

また、ウェブサイトやSNSなどによるデジタル発信に加え、多言語対応の観光案内標識の設置や観光パンフの作成も行っております。また、24時間多言語コールセンターを設置し、外国人観光客と宿泊施設や病院などの県内対象施設との円滑なコミュニケーションもサポートしているところです。

今後の取組みといたしましては、今後も外国人材を雇用する事業者さんが増加していくと考えられますことから、事業者向けの相談対応やマッチングの機会の創出、また、すでに取り組んでおられる事業者の取組みの共有などを行っていきたいと考えております。

先ほどもございましたが、今後創設される育成就労制度によって、これまで以上に、都市部への流出が危惧されているところです。そのため、観光事業者に向けたコンサルティングや、企業等の好事例の紹介を行うなど、人材の定着に繋がる取組みを行っていきたくて考えております。引き続き、本県を訪れるもしくは在住する外国人の方が、快適かつ安心して観光できる受入環境整備についても実施して参りたいと思います。以上です。

【千田農林水産部長】

農林水産部です。13ページになります。まず、現状・課題の部分ですが、特に農業分野では、かねてより多くの外国人材の方に活躍いただいているところですが、多くの個人農家が外国人材を受け入れていることから、日本語学習等の学習機会が乏しいこと、また、賃金の高い都市部への人材流出、居住施設の確保が課題となっております。

そのため、取組みの部分になりますが、1つ目に、農業外国人材のスキルアップの支援を行っております。JAと連携し、農業分野で働く外国人材に、熊本の農業や文化などを学ぶ講座や、特定技能2号への移行の支援として対策講座も実施しております。

併せて、今回農業分野の優良事例として別途取り上げていただいております、みっちゃん工房で活躍する高度人材から、自身の業務や目標などについて講演いただいて、熊本での就労意欲の向上を図るとともに、外国人材のスキルアップを支援しているところです。昨年度は、120名の外国人材の方に参加いただいております。

また、その下、2つ目ですが、受入農家向けの研修会を開催しております。受入農家やJA、また民間管理団体等を対象に、関係の制度や外国人材からの相談事例を共有して、外国人材の支援方法について学ぶ研修会を開催することで、現場での適正な受入れの方を支援しております。

右側、3つ目の取組みとして、産地間連携の取組み支援を行っております。農業分野は農閑期がありますので、通年での仕事の確保が難しいという課題がありますので、繁忙期の異なる産地が連携して外国人材を確保する、産地間連携の取組みを支援し、外国人材の通年の雇用を支援しているところです。

今後の方向性については、引き続き、外国人材のスキルアップと農家の適正な受入れを支援し、外国人材から選ばれる熊本を目指すこととしております。以上です。

【久原土木部政策審議監】

次に、土木部から、大きく2点についてご報告をさせていただきます。多文化共生については、外国人の住まいの問題について、そして外国人材受入についての現状と取組みになります。

まず、住まいについてですが、言葉の壁や文化・習慣の違いなどから、外国人という理由で賃貸住宅の入居を断られるというケースがあるという問題があります。このようなことから、下の取組みですけれども、入居を拒まない住宅の登録や住まいの情報提供を行う居住支援法人を通じて外国人の住まいの確保を支援しています。居住支援法人は現在20法人、そのうち14法人で外国人の支援を行っております。

併せて、今年から、空き家を要配慮者への賃貸住宅に改修する場合に、上乗せ補助を行うという事業も開始しております。今後に向けてですが、住まいの確保については、身近な行政主体である市町村が重要な役割を担っていることから、現在は熊本市と合志市のみに設置をされている居住支援協議会をさらに増やすことで、県としても、市町村と連携して積極的に支援を行って参りたいと思います。

次に、外国人材の受入についてです。建設産業においては、運転免許を初め、機械の操作や作業に必要な資格が多い一方で、資格取得のテキストや試験に多言語化が進んでいないといった課題があります。このため、建設企業などの翻訳の費用や研修の参加をはじめ、生活のサポートなどにも幅広く使える支援制度を設けているほか、関係団体とも支援のあり方について意見交換を行っているところです。

業界団体の方でも、例えば、熊本県建設業協会においては、資格取得や、それぞれの企業が抱える課題・解決策などについて意見交換、情報共有の場を持たれるなど、外国人材の受入れについて、横の連携の動きも出ています。また協会においては、先週、ネパールの駐日大使が直接協会を訪れ、受入れについての協力依頼や意見交換もなされておりま

す。少し余談になりますが、3月の日経新聞においても、「九州の測量業界で、ネパール人技術者の活躍が目立っている。技術を身につければ高度外国人材として在留資格が取れることから、口コミで評判が広がり、専門学校ではネパール人留学生が2割を占めるまでになった。人材不足に悩む業界を支える救世主となっている。」との記事が掲載されています。土木部からは以上です。

【白石教育長】

教育委員会でございます。在留外国人の増加に伴いまして、日本語指導を必要とする子どもたちも年々増加傾向にある状況でございます。上段の現状・課題・背景のとおり、外国籍の子供たちの教育機会の確保、通訳支援員の人材確保、子どもたちが安心して学校生活を送るための日本語指導や支援体制の充実が求められている状況でございます。

中段、現在の取組みですけれども、日本語指導支援員等派遣事業、それから外国人生徒受入支援事業によりまして、各児童生徒の学校生活をサポートする支援や通訳等を配置しているところでございます。

それから、右側の日本語指導者養成事業では、日本語指導を行う教員養成のため、国の研修への教員の派遣や、熊本大学が実施する研修参加に係る受講料の補助などを行っています。それから、支援体制充実のための関係機関と連携した日本語教育支援連絡協議会の開催を行っています。

その下の日本語指導コーディネート事業では、民間法人への業務委託による日本語指導支援員等の人材確保養成相談窓口の設置、進路説明会等の実施に取り組んでおります。

それから、熊大付属の関係ですが、令和8年4月に熊大付属小中学校に、国際クラスが設置される予定でありまして、本年度、教育庁から教育主事を1名、設置準備室に派遣して支援を行っているところでございます。

下段の今後の取組み・施策の方向性でございますが、公立小中学校においてはこれまでの取組みを継続しながら、新たに多文化共生に向けた教育の充実を図るモデル市町村を選定して、日本語指導等の取組みを進めて、県全体の横展開を図っていきたいと考えています。また、日本語指導が必要な児童生徒を新たに受け入れる市町村、急に児童生徒が来て、市町村も非常に対応を苦慮している状況がありますので、そういったところへの支援も行っていきたいと考えています。

それから右の方でございますが、通訳の配置等について、現在はTSMCの子女を要件ということではしておりますが、実際問題、それ以外の外国籍の生徒も増えてきておりますので、そういった生徒への対応も視野に入れて、支援体制の充実を図りたいというふうに考えております。

今後とも、外国籍の子どもたちの教育機会を確保して、安心して学校生活を送れるよう取り組んで参りたいと考えています。以上でございます。

【宮内警察本部長】

はい。警察本部でございます。まず、現在の取組みでございますけれども、外国人の方からの110番通報に対応するための多言語コールセンターなどを活用した、3者間通話体制を整備しておりますし、現場警察官へは、翻訳アプリが搭載された公用のスマートフォンを配備しております。

また、交通ルールや防犯情報などを外国語に翻訳したチラシの作成、配布などの取組みを進めているところでございます。今後の取組み・施策の方向性につきましては、自治体と連携協力をしまして、防犯や交通安全などの安全安心に資する情報提供の機会を拡充していきたいと考えております。

また、外国人運転免許の切替手続等を初めとしました、各種行政サービスの維持向上に向けた物的基盤の整備、また、部内通訳員の育成や部外通訳員の確保などを進めまして、多文化共生推進の取組みを一層充実して参りたいと考えております。以上でございます。

【櫛本国際課長】

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました内容につきましてのご意見、ご質問等につきましては、のちほど意見交換の場をお願いしたいと思います。

それでは、「(2)外国人材との共生推進に係る取組事例について」に移りたいと思います。まず、多文化共生に関する市町村の取組事例につきまして、知事公室長から説明をお願いいたします。

【内田知事公室長】

はい。多文化共生につきまして、資料18ページをお願いいたします。市町村におきましては様々な取組みを行っておられますので、場面ごとに主なものについてご紹介をいたします。括弧内の数字は、現在事務局の方で把握をしております取組市町村の数を表しております。

まず、行政手続におきましては、市町村独自の外国人相談窓口の設置を8市町村、役場窓口においてタブレットなどの翻訳機設置を10市町村、英単語帳などのコミュニケーションツールを3市町村で導入しておられます。

また、行政手続の様式のほか、例えば、ごみ出しカレンダーやホームページなどの多言語化に取り組まれているところが多いようでございます。そして、暮らし、災害、緊急時の対応などを記載した生活ガイドブックを4市町村で配布しておられます。

その他、職員のサービスレベル向上のため、7市町村が職員向けの「やさしい日本語」の講座を開催しておられます。次に、救急・医療面では、消防本部、救急救命士等の協力を得ながら、119番通報や救命方法を学ぶ外国人向けの救急講習を熊本市が開催しておられます。続いて、防災・防犯ですが、まず災害への備えを啓発する取組みとして、防災研修・セミナーを6市町村で開催しておられます。また、防災カードや地域のハザードマップを多言語化し、配布されています。さらに、災害が起きた際の対応として、災害時の安否確認や災害支援情報を一斉配信するシステム、観光施設等への防災用フリーWi-Fiを設置する市町村もございます。

19ページをお願いいたします。教育・保育においては、外国籍の児童生徒に対する日本語指導や居場所づくり、生活相談など、外国ルーツの子どもたちへの支援を9市町村が行っておられます。その他、子どもたちが外国人との共生を学ぶ場として、多文化共生教室を3市町村で開催しておられます。最後に、言語・文化面では、多くの市町村が様々に取り組んでおられます。まず、外国人向けには、国際課でも支援してい

る地域日本語教室を13市町村が、くらし安全セミナーを7市町村が開催しています。

また、住民向けには、やさしい日本語講座や多文化交流講座を実施されている自治体があるほか、外国人受入連絡協議会を設置して、多文化共生に関する議論の場を設けておられる自治体がございます。八代市では、民間団体と連携して、市民向けに外国人が活躍する職場の見学会を実施しておられます。

最後に、外国人参加型の体験イベントや地域行事を催したり、イベントや地域行事へ外国人の方を招いておられる市町村も多いことがわかりました。いまご紹介した市町村の取組事例につきましては、本日の推進本部会議に先立って開催された幹事会におきまして、オブザーバーとして参加されている各市町村の方々と共有をしたところでございます。今後も引き続き、多文化共生に関する市町村の取組を県としてもしっかり支援していくほか、優良事例の横展開についても取り組んで参りたいと考えております。

【櫛本国際課長】

では、続きまして、本日は、各広域本部長にもご出席いただいておりますので、管内の現状や広域本部としてのお考えなどを、県央・県北・県南・天草の順でお伺いできればと思います。まず、県央広域本部長からよろしく願いいたします。

【中村理事兼県央広域本部長】

県央広域本部です。県央広域本部では、国際関係の市町村の取組調査を行っておりますが、それと併せまして、外国人を受け入れている企業や農業者団体間の聞き取り調査を行いました。その調査結果は、国際課、商工政策課、農地担い手課に提供しております。

その調査結果において、行政への支援の声が強かったのは、企業においても、農業者や農業団体においても次の3点でございました。

まず、1つ目が、地域での受け入れの機運醸成を図っていただきたいということで、行政が地域の祭りや共同作業の参加を主導するなど、外国人が地域に取り組む機会を作って欲しいというものです。2つ目が、日本語向上のための支援というかたちで、特定技能や各種資格の取得のために、日本語の学習に対する支援を行って欲しいというところです。3つ目が、住居確保への支援ということで、外国人が民間賃貸住宅への入居が断られるということがあっておりますので、賃貸住宅への円滑な入居ができるようお願いしたいというものです。

また、企業等におきましては、寮の整備や、空き家を改修する方向で住まいの確保をしているところで、住宅確保にコストがかかることから、補助等の支援をお願いしたいという声がございました。

今回の調査の中で、1つ目の、地域での受け入れの機運醸成と関係いたしますが、差別、偏見がない地域社会を作って欲しいという声はかなりあったところでございます。

代表的な意見を1つ紹介をいたします。「外国人材を、労働力でなく、住民と捉えることが必要です。外国人からすると、受入側は企業や農業者は優しくしてくれるが、周囲・地域は優しくないと思われるかもしれない。住みたくなる環境をつくるのが、熊本が選ばれるポイントになると考える」とのコメントです。県と市町村が目指すべき方向がここにあるのではないかと考えたところでございます。

各種取組みにつきましては、引き続き広域本部・振興局を仲立ちといたしまして、横展開をしていきたいと思っております。以上です。

【永友県北広域本部長】

はい。県北広域本部管内の市町村の状況等について、ご説明をさせていただきます。まず、当推進本部の多文化共生推進幹事会の管内市町村のオブサーバー参加状況についてでございます。前回の本部会議以降、新たに3市町村が加わりまして、管内18市町村中13市町村が参画をしております、さらに3町村が参画の意向を示しているという状況でございます。

外国人との共生社会の実現に向けては、市町村の取組みが不可欠であるため、幹事会の機会等を通じて、県と市町村間の情報共有が図られるよう、当広域本部としても、引続きサポートをして参りたいというふうに考えております。

次に、管内市町村の取組事例をご紹介させていただきます。先ほど知事公室長からも説明があったとおり、日本語教室の開催、外国人からの相談窓口の開設、民間団体を含めた多文化共生会議の立上げなどが行われております。

そのような中、県北地域におきましては、特に台湾の方が大きく増加しているということを踏まえまして、台湾語教室、台湾料理教室、台湾インバウンド対応セミナーなど、台湾の方との交流を促進するための各種取組みが行われているところでございます。また、もともと県北地域では最も多いベトナム人の方に向けて、役場の相談窓口にはベトナム人の相談員を配置しているといった例もございます。

一方、課題についていくつか触れさせていただきます。まず、日本語教室を実施している市町村におきましては、日本語教師の資格を持つ方など、地域における人材が限られているため、外国人の増加やニーズに対応するには、マンパワーが不足していること、次に、外国人講師を招聘し、外国文化を学ぶ会を実施している市町村においては、その開催経費を市町村独自に確保していくこと、最後に、公式LINEを多言語化している市町村においては、イベント情報の発信やAIによる生活に関する質問への回答などを行っているところでありますが、登録者数が少ないということで登録者数の増加を図ることといった課題がございます。

この他にも、市町村には様々な課題がございますので、県としてしっかりとサポートしていく必要があるというふうに考えております。私からは以上です。

【宮川県南広域本部総務部長】

県南広域本部でございます。まず、管内の在留外国人の状況等について説明いたします。管内の在留外国人の数は約5,000人となっております、その8割にあたる4,000人弱が八代地域に居住されており、次いで、人吉球磨地域に800人強、水俣・芦北地域に200人強の方々が居住されており、地域間で居住人数にばらつきがある状況でございます。

次に、在留外国人に関する取組状況につきましては、管内の複数の自治体にヒアリングを行いました。例えば、在留外国人が多く居住する八代市におきましては、市の国際課や国際交流協会を中心に、本日資料に記載されております取組みのほか、在留外国人向けの生活ガイドブックの配布ですとか、日本語教室や交流イベントの開催などに取り組まれております。

そうした中で、このような取組みの参加者が少ないということが課題でございまして、周知について、県にも協力して欲しいといった要望もあっております。また、在留外国人の数が比較的少ない人吉球磨地域や水俣・芦北地域におきましても、例えば、水俣市では、日本語教育の開催などに取り組まれておりますが、その中で、これらを実施するボランティアなどの担い手の不足といったような課題も挙げられておりま

す。

一方で、在留外国人の現状や課題などもまだ十分把握できていないという自治体もあります。そうした自治体も、今後、在留外国人の増加が予想されるということで何らかの対策は実施していかなければならないという意識をお持ちでございます。

当本部としましても、引続き管内の地域振興局及び市町村と連携しまして、在留外国人の現状と課題の把握に努め、課題解決に向けて県や市町村の取組みの情報共有などから取り組んで参りたいと考えております。説明は以上でございます。

【櫛本国際課長】

ありがとうございます。天草広域本部からお願いいたします。

【増田天草広域本部長】

はい。天草広域本部です。第1回目の会議後に、ハローワークや商工会議所、天草市、受託をしている民間団体等と意見交換やヒアリングをさせていただいております。

市町村の取組みにつきましては、先ほど知事公室長からご説明いただいたとおりでございます。ヒアリングをする中で、管内の課題について、他の地域と重複する点もございますけれども、主に3つご報告をさせていただきます。

1つ目、住まいの問題です。天草地域はもともとあまり賃貸物件がないと言われておりますけれども、やはり中心部を離れてしまいますと、本当に物件確保というのが非常に難しいという点があるということで、事業所の方からはいろんなご意見が揃っているというところでございます。

それともう1つが交通手段に関してです。運転免許等を持たれない労働者の方々については、移動の手段というのが限られております。特に工場等の立地場所によっては、病院や銀行や買い物、行政窓口というのが近くになくて、どうしてもその事業者の方々への支援がないと、なかなか余暇を楽しむですとか、いろんなサービスを受けることにはなかなか結びついていかず、孤立してしまうというような状況があるように感じております。

例えば、労働者の定着等を考えるときには、賃金の高い低いというよりも、そういう日常生活の不便さや、孤立してしまうような部分っていうのも非常に理由にあるのではないかなと感じたところです。

それから3つ目としては言葉の問題です。日本に入ってきてられる労働者の方というのは、ある一定の日本語の研修なり習得なりをして日本に入ってきてらっしゃる方も多いと思うんですけども、その習得された日本語が、田舎に行くと通じないという問題があります。それは方言の問題です。

先輩労働者からいろいろ指導を受ける際に、その指導される言葉がまず分からない、自分が習ってきた日本語と全然違うというようなところで、業務上のトラブルですとか、孤立してしまうとか、日本人と馴染めないとか、そういうところに繋がっていくというところがありますので、やさしい日本語を事業所で、経営者層だけではなく従業員層までしっかりと意識しながら活動していかないと、なかなか外国人労働者の方が定着しないなり、場合によっては失踪してしまうなり、何かいろんな問題が発生するのではないかとこのころは感じたところです。

いま申し上げました住まいや交通手段や言葉の問題で、特に言葉の問題については、地元日本人との交流機会もやはり増やしていかないといけないのではないかとこのころは民間団体の意見にもあります。交流が増えることによって、いざというとき、例

えば、警察や消防や、病気のときの手助けにも繋がるんだらうなと感じております。

そういうところからすると、いま天草市は民間団体と一緒にいろいろな取り組みを進められておりますし、民間団体においても、いろんな問題意識持ってヒアリングの中ではお聞きしたところもありますので、できれば天草地域全体として、面として取り組みを進めていったり、量を増やしていくということを考えるときには、知事公室長の説明にもございましたが、ある程度その意欲ある市町村に県が伴走していけるような仕組みというのがあれば、広域本部としても手助けしやすいなというのは感じたところでございます。以上です。

【櫛本国際課長】

ありがとうございました。続きまして、外国人材受入に関する企業の好事例につきまして、商工労働部長からご説明をお願いします。

【上田商工労働部長】

はい。21ページをお願いいたします。今回の事例ですけれども、外国人材活用にかかります受賞歴がある企業ですとか、類似の他の好事例集で紹介された企業、あるいは、業界団体・関係団体から情報をいただきまして、好事例を収集し紹介をしています。今後も好事例の充実を図って参りたいと思っています。

また、この好事例集ですが、県のホームページを通じて情報発信をするほか、熊本県外国人材受入企業支援センターや、県主催セミナー、それと業界団体を通じた情報提供など、いろんな機会を捉えて発信をして参ります。

ここでは、各部局から挙げられました好事例につきまして、採用・受入、育成・定着、生活・言語・文化の3つの分類で整理をしています。なお、個別の事例が後ろのページについておりますが、この場での説明は省略をさせていただきます。

まず、一番上の採用・受入の区分のところでございます。①のインターンシップの実施、②採用方法の工夫、③労働条件等の丁寧な説明という3点が挙げられるかと思えます。

特に、②の採用方法の工夫としましては、技能実習生、特定技能を夫婦で採用し、夫婦単位で住居を準備して、慣れない異国でのメンタル面の安定に繋がったという事例がございました。次に、育成・定着のところでございます。①日本語習得支援、②資格取得支援、③福利厚生の実施、④外国人材を支援する専属スタッフの採用、⑤キャリア支援などが挙げられます。

また、21ページですが、①日本語習得支援としましては、社内での毎週の日本語教室の開催、日本語能力支援合格者への奨励金の支給、受験取得費用への補助などの事例がございました。

そして、先ほど天草広域本部からありました熊本弁ですけれども、これは後程見ていただきたいんですが、35ページの特別養護老人ホームで、矢部大矢荘というのがございまして、ここで、介護事業ということなので、熊本弁の講座もやられているようでございます。それは後程ご覧いただければと思います。

22ページをお願いいたします。22ページの②資格取得支援でございますが、仕事に必要な資格のほか、自動車運転免許の取得支援により、仕事の幅を広げるだけでなく、生活面の利便向上にも繋がったということでございます。③福利厚生の実施のところでは、会社からの家具家電の提供ですとか、通勤用シャトルバスの運行などを行っている事例もございました。

最後、生活・言語・文化のところでございます。

日本人との交流、社内の多言語化、住生活環境の整備支援が挙げられております。まず、最初に、日本人との交流でございますが、外国人材が日本人社員や地域住民と一緒に地域のイベントに参加をし、積極的に親睦を深めている事例もございました。

③住生活環境整備のところですが、女性専用の個室寮の整備、日本人従業員による毎月の買い物の同行などによって、生活面のストレス経験につなげているという事例も収集できております。企業のうち、好事例集の説明は以上でございます。

【櫛本国際課長】

ありがとうございました。

4 意見交換

【櫛本国際課長】

続きまして、第4 意見交換に入りたいと思います。これまでの内容を含めまして、まずは本日ご参加いただいております、遠藤国際政策相談役から、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。お願いいたします。

【遠藤国際政策相談役】

ありがとうございます。各部署からのご報告、ご発表、本当に参考になりました。各自治体の動きも、数字で表すと、なるほどこういうものなのかということがわかりました。

私から、今日皆様のご発表と重複する部分ありますけども、2点ほどお話ししたいと思います。まず1点目は、県民への理解ということです。外国人材との共生を進めるうえでは、県民の理解というのは必須でございます。それをわかりやすくコンパクトに伝えるということであれば、県としての方針だとか戦略だとかそういったものを明確にして県民にご説明するということは非常に大事なところなのかなと思っております。

また、選ばれる熊本、だけでなく、選ばれる〇〇、ほとんど全部の県が、自分たちで選ばれる、選ばれたってこと言っています。ですので、熊本ならではというところを強調して、県民の理解を得て、外に発信していくというところが、まさに選ばれる熊本に繋がるものではないかなというふうに思いました。

そして、こういった方針は当然ながら施策に反映されて、予算の一貫性だとか、あるいは継続性に繋がってくるというふうに思っておりますので、非常に大事なことなのかなというふうに改めて思いました。

特に若い世代への理解促進、これから社会人になるであろう高校生や大学生、そのような若い世代にも多文化共生だとかあるいは熊本の現状だとかっていうことを伝えていくっていうところも大事かと思いました。

2つ目は、県内の多くのアクターと共創するということです。いま、非常に自治体の皆さんも頑張っているんですけども、必ずしも十分かというところではないのかなというふうに思っております。

そういった中で、民間だとか団体さん、あるいは、外国人コミュニティもございます。そういった方々が、やはり自分たちも何かしなければいけない、したいという意思がありまして、そういった方々と一緒にコラボしながら共創していくというところは大事なことだなと思っておりますし、そのためにも、できるだけ多くのアクターが

この取り組みを行ううえで、県としても、その後押しする仕組みだとか、あるいは体制だとか、場合によっては予算だとか、そのようなものも非常に重要になってくるというふうに思っております。

最後に、木村知事からも、「Kumamoto Kurasu」という言葉が出ておりました。我々としては、適正な外国人の受け入れのため、熊本の約50の組織がいま集まって任意のグループとしてやっております。今度、11月28日にこの県庁の地下大会議室で、木村知事にもご挨拶伺いますけれども、定着のための取り組み、今回も好事例がございましたが、このシンポジウムでも、企業の方あるいは企業に勤めている外国の方のお話も聞けるということで、県庁外の方ももちろんですけれども、県庁内の方も関連するご担当者にはぜひご参加いただければと思っております。

はい。私からは以上です。どうもありがとうございました。

【櫛本国際課長】

遠藤国際政策相談役、ありがとうございました。それでは皆様、そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【内田知事公室長】

知事公室でございますけれども、いま非常に、各部、それから各業界の方もしっかり取り組んでいただいて、ありがとうございます。

少し思いましたのが、今言語を中心として、日本で生活していただくという視点でいろいろ対応していただいているところかと思えます。それは非常に重要で今後続けていかななくてはいけないのですが、一方で、知事のご挨拶にもありましたように、熊本を訪れていただく国が非常に多様化してると。特にミャンマーとかインドネシアとかネパールとか広がってきてる状況でございます。

土木部の方からも、ネパールとの繋ぎについてもご紹介があったところなんですけれども、来られる国々の特性とか生活様式について、ある程度前もって共有しておいた方がいいのではないかと感じておまして、特に思ったのが、宗教の問題です。

食に関してはハラールが有名なのですが、生活とか、働き方についても、多分すごく、宗教について、日本は寛容なんですけれども、非常に宗教と生活の仕方っていうか密接に絡んでるところが多い国も多いんじゃないかと思えます。

それを一例としまして、来られる国々の方の情報というのを共有する場は必要じゃないかなと思うんですけれども、もし遠藤相談役から何かアドバイスいただければありがたいと思うのですが。

【遠藤国際政策相談役】

ありがとうございます。来ていただく海外の方の背景や事情というのは、我々が理解しなければいけませんし、それがまさに多文化共生だと思います。

先ほど申し上げましたように、熊本県内にもいくつかの外国人コミュニティがございます。そういったところをお願いするのも1つだと思いますし、場合によっては海外のJICAのようなところが、専門家とか協力隊を派遣していますので、そういったところから話を聞くということも可能になってくると思います。

熊本にいる外国の方々が、そういった場で、県との繋がりがだとか、多文化共生をさらに積極的に彼ら自身が参加することも、より良い方向に繋がるのかなというふうに思っております。以上です。

【内田知事公室長】

ありがとうございます。

【櫛本国際課長】

ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいですか。それでは、両副知事からご意見を頂戴したいと思います。まずは亀崎副知事、よろしくお願ひします。

【亀崎副知事】

はい。それでは、まず冒頭のところで、半年で7.1%増えているということで、この数字自体が、早急な取り組みが求められているということなんだと思います。

そういった中で、今回各部におかれては、多文化共生と外国人材受入について、よくまとめていただいていると思います。また、企業や市町村の事例については、選ばれて今回ピックアップされた企業・市町村なので、非常に創意工夫とか、雇用や生活環境の面でサポートがよく現れているなというふうに思いました。

特に前回、「くまもとで働こう」推進本部会議で他の好事例ということがありましたが、そこで出てきた企業が3社ほど被って出ており、こういったところは、基本的に「くまもとで働こう」推進本部と、今回の熊本県外国人材との共生推進本部というのは、共有の部分もあるかと思ひます。そういった企業というのは、かなり参考になるのではないかというふうに思ひました次第です。

いずれしても、今後とも情報共有をしっかりと行ひいただきながら、集まった情報は、皆さんでぜひ、様々な機会をとらえて、紹介や共有をして進めていってほしいと思います。以上です。

【櫛本国際課長】

続きまして竹内副知事からお願ひします。

【竹内副知事】

はい。亀崎副知事が言われたように、最初のこのデータの共有というのはすごくよかったと思ひますし、国ごとに増減の状況というのがまさにリアルタイムで分かっているのだから、それを踏まえて次の施策をどう展開していくかということだと思ひます。

市町村の取組事例についても、広域本部の方から、横展開していただくようなお話もいただけていますが、一方で、先ほどあったように、取組をやっているけれどもそれを外国人の方へどう届けるか、どうやって実際に届けるかというのが大事になってくるかと思ひます。

そのあたり、広域本部あるいはそれぞれの部局で工夫をして、さらにきちんと届けていただけるようにしていただけたらと思ひます。それからやさしい日本語の問題というのは、共有として、市町村の方にしっかりと伝えていただければと思ひています。

これから予算要求等も本格化していきますけど、本日の議論、それから相談役からのご指摘等も踏まえて、各部局それから総務部間でしっかりと議論していただけて、よりよい施策が展開できるように、しっかりと頑張ってもらいたいと思ひます。引き続きよろしくお願ひします。

【櫛本国際課長】

それでは最後に木村知事からお願いいたします。

【木村知事】

はい。前回の会議から2ヶ月の間で、相当いろいろな市町村、または企業との意見交換を重ねて事例を集めてくださいましたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。大変素晴らしい事例をいっぱい、今日勉強をすることができました。

しかしながら、やはり外国人材に選ばれる熊本となるためには、多文化共生の推進と外国人材の受入環境の整備は、もう待ったなしだということは、逆に、やってるところはやってるといふところを見た上で、皆さんに今日感じていただけたらと思っております。

本日、各部局の取組み、そして、来年度に向けた事業の方向性も一部示していただきました。まだ予算要求等々もありますので、しっかりと練り込んでいただきたいと思います。今回、市町村、そして企業のいい取組みも優良事例もかなりいろいろ紹介していただきました。夫婦で例えば技能実習生を受け入れるような環境を整えたり、わかりやすく言えば労働者というよりはやはり人間として、人としてしっかり尊重していく、そして受け入れていく、パートナーとしてやっていくということが、やっぱり選ばれる熊本になるというのが、改めて、基本的にはあるんですけど大事なことだということを感じ知ったところでございます。

今後とも、こうした優良事例が県内全体に広がるように、国際課や商工労働部を中心にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、遠藤相談役におかれましては、今後とも、ご助言をいただきたいと思います。県・市町村・民間が一緒になって、熊本ならではの感を持たせながら、多くの民間団体アクターと連携して頑張っていきたいと思っておりますので、引き続き、県庁全体を挙げて、外国人材との共生を推進して参りましょう。今日はありがとうございました。

【櫛本国際課長】

ありがとうございました。それではこれもちまして、令和6年度第2回熊本県外国人材との共生推進本部会議を終了いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。

今後も、関係部局や市町村と連携し、県内の外国人材との共生を推進して参りますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。